

# 令和元年度 衝突被害軽減ブレーキ装置助成事業概要

公益社団法人 福岡県トラック協会

## 1. 交付要綱

別添「衝突被害軽減ブレーキ装置助成金交付要綱」参照

## 2. 助成対象

平成31年4月1日から令和2年2月末日の期間に、新車（新規）に衝突被害軽減ブレーキ装置（以下「装置」という。）を事業用トラック（車両総重量3.5トン以上、8トン未満に限る。）に搭載し、支払いまで完了した会員事業所（中小企業者<sup>※</sup>）とする。

注）中小企業者とは、中小企業庁の解釈により、以下のいずれかとする。

- ・ 資本金の額または出資の総額が3億円以下の会社
- ・ 常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人

## 3. 申請方式・方式

装置装着後の事後申請方式となります。

会員事業所は、装置を導入、支払い（リース契約）まで完了させ、令和2年2月末日までに下記の書類を公益社団法人福岡県トラック協会（業務一課）にFAX【092（451）7964】にて提出して下さい。

- ① 「衝突被害軽減ブレーキ装置導入促進助成実績報告書（助成金請求書）」様式1
- ② 中小企業者である確認がとれる書類（写）  
※事業報告書の直近事業年度分の資本金、従業員数の記載があるページ（事業概況報告書）
- ③ 自動車検査証（写）
- ④ 請求明細書（写）（買取りの場合のみ）及び搭載証明書（買取りの場合のみ両方必要です）
- ⑤ 領収証（写）またはリース契約書（写）  
※買取りで車両を導入した場合は、領収証の写し  
※リースの場合、リース契約書の写し（登録番号等が記載されたもの。なお、リース契約書に登録番号の記載がない場合は、借受証や自動車検収完了証等を添付して下さい。）

※受付期間中でも予算枠に達した場合は、その時点までとする。

【予算執行状況については、県ト協ホームページにて随時お知らせいたします。】

## 4. 助成対象装置

国の「事故防止対策支援推進事業（先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援）」の衝突被害軽減ブレーキ装置と同一とする。

※助成対象機器一覧参照

## 5. 助成額・助成装置数

助成額	装置1台当り購入価格(税別)の2分の1で、上限100,000円
助成装置数	1会員事業所当り1装置限り

※この助成は全ト協のみの助成です。

※全ト協への申請は、県ト協にて行います。

## 令和元年度 衝突被害軽減ブレーキ装置導入促進助成金交付要綱

平成 31 年 4 月 1 日制定  
公益社団法人 福岡県トラック協会

### (目的)

第 1 条 この要綱は、公益社団法人福岡県トラック協会（以下「県ト協」という）の事故防止対策事業の一環として、事業用トラックの追突事故に効果がある、衝突被害軽減ブレーキ装置（以下「装置」という。）を購入する際の購入費の一部を助成することにより、交通事故防止に資することを目的とする。

### (助成対象)

第 2 条 県ト協に所属する会員事業所（以下「会員」という）で中小企業者とする。

注）中小企業者とは、中小企業庁の解釈により、以下のいずれかとする。

- ・ 資本金の額または出資の総額が 3 億円以下の会社
- ・ 常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社及び個人

### (助成対象装置)

第 3 条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

国の「事故防止対策支援推進事業（先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援）」の衝突被害軽減ブレーキ装置と同一とする。

※対象商品については、別紙対象装置一覧を参照

### (助成条件)

第 4 条 会員が所有する福岡県内に登録している事業用貨物自動車（車両総重量 3.5 トン以上、8 トン未満に限る。）に、別に定める期間に、新規に装置を搭載し、支払いまで完了させ、県ト協に助成申請したものを対象とする。

### (助成の交付額及び台数)

第 5 条 助成金の交付額は、新たに装置を装着する会員事業所に対して装置 1 台当り購入価格（税別）の 2 分の 1 で、上限 100,000 円とし、助成台数は 1 会員当り 1 台とする。

### (助成対象期間)

第 6 条 平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 2 月末日までとする。

但し、対象期間中でも予算枠に達した場合は、その時点までとする。

### (助成金の請求)

第 7 条 (1) 会員は、様式 1 の「衝突被害軽減ブレーキ装置導入促進助成事業実績報告書（以下「実績報告書」という。）」に中小企業者である確認がとれる書類\*、自動車検査証、搭載証明書、請求明細書（買取りの場合のみ）、領収書（又は金融機関振込通知書）の写しを添付し、県ト協に提出する。

（リースの場合は、価格明細が分かる書面、及びリース契約書【車両登録番号が記載されたもの。なお、リース契約書に登録番号の記載がない場合は、借受証や自動車検収完了証等を添付して下さい。】の写しを提出）。

※事業報告書の直近事業年度分の資本金、従業員数の記載があるページ（事業概況報告書）

（２）県ト協への最終提出期限は令和２年２月末日必着とする。

**（助成金の交付）**

第 8 条 県ト協は、実績報告書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、条件に適合すると認めたときは、会員の指定する金融機関に助成金を振り込み交付する。

**（財産の処分制限）**

第 9 条 会員は、助成対象となった装置の搭載日から起算して 1 年を経過するまでの期間は譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。

**（雑則）**

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、県ト協が別にこれを定める。

**（附則）**

本要綱は、平成 31 年 4 月 1 日より適用する。

